

特集 引っ越しに役立つ手続きガイド

春は転勤や就職、入学などで引っ越しが多い季節ですが、忘れてはいけな
が区役所での住所変更などの手続きで
す。そこで今回は、引っ越しの際に必要な主な手続きについてご紹介します。



白石区役所・白石保健センターのご案内

白石区役所

〒003-8612 本郷通 3 丁目北 1-1
☎861-2400 (代表)

白石保健センター

〒003-8612 本郷通 3 丁目北 1-2
保健予防係 ☎862-1881
健やか推進係 ☎862-1881
子ども家庭福祉係 ☎861-0336
子育て支援係 ☎861-0345
生活衛生係 ☎862-1883

開庁日

月曜日～金曜日
(祝日・年末年始を除く)

業務時間

午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分

最寄り駅からのアクセス

【地下鉄白石駅】

徒歩……………約 13 分

中央バス (白 34) ……約 1 分

【JR 白石駅】

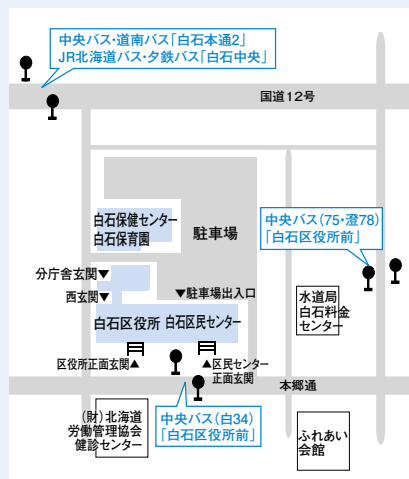
徒歩……………約 16 分

中央バス (75・澄 78) ……約 3 分

区役所周辺図



区役所周辺拡大図



※表中の◎は手続きの際に必要なものです。ただし、この他にも必要となるものがある場合がありますので、詳細は窓口にお問い合わせください。

※窓口は、白石区役所にあるものは(区)、白石保健センターにあるものは(保)と表記しています。

住所の変更・印鑑登録

手続き	転出 (白石区→市外)	転入 (市外→白石区)	市内・区内で転居した時	窓口
住所の変更 (住民票の異動)	転出届を提出してください。転出証明書を発行いたします。 ◎届出人の本人確認ができるもの	転入・転居届を提出してください (転入した日から 14 日以内)。 ◎前住所地発行の転出証明書・届出人の本人確認ができるもの	転居先の区で転入・転居届を提出してください (転居した日から 14 日以内)。 ◎届出人の本人確認ができるもの	(区) 戸籍住民課 2階5番
印鑑登録	印鑑登録証を返還してください。転出届を提出することにより自動的に廃印されます。 ◎印鑑登録証	必要な方は、新たに登録手続きをしてください。 ◎登録する印鑑・届出人の本人確認できるもの (事前にお問い合わせください)	転居先の区に転入・転居届を提出することにより自動的に住所変更されます。なお、印鑑登録証は継続して使用できます。	

健康保険・年金

手続き	転出 (白石区→市外)	転入 (市外→白石区)	市内・区内で転居した時	窓口
国民健康保険	加入されていた方は脱退の手続きが必要です。 ◎保険証・納付通知書	加入される方は加入の手続きをしてください (転入した日から 14 日以内)。 ◎保険料を口座振替にする方は預金通帳と印鑑 (通帳使用印)	転居先の区で住所変更の手続きをしてください (転居した日から 14 日以内)。 ◎保険証・納付通知書	(区) 保険年金課 2階22番
介護保険	保険証を返還してください。要介護認定を受けている (申請中も含む) 方は、受給資格証明書の交付を受けてください。 ◎介護保険証・納付通知書	要介護認定を受けていた方は加入の手続きをしてください (転入した日から 14 日以内)。 ◎受給資格証明書・保険料を口座振替にする方は預金通帳と印鑑 (通帳使用印)	転居先の区で住所変更の手続きをしてください (転居した日から 14 日以内)。 ◎介護保険証・納付通知書	
国民年金	加入者 第 1 号被保険者 (自営業・学生など) と任意加入の方は、転出先の市区町村にお問い合わせください。	第 1 号被保険者 (自営業・学生など) と任意加入の方は、転入・転居届を提出することにより、自動的に住所変更されます (外国籍の方、国外から転入の方を除く)。		(区) 保険年金課 2階21番
	受給者 新住所の市区町村で「住所・支払機関変更届 (はがき)」を受け取り、管轄の社会保険事務所あてに郵送してください。詳しくは窓口へお問い合わせください。			